

保険料の納め方

納め方（特別徴収・普通徴収）をご自分で選択することはできません。

老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金が
年額18万円以上の人

年金から差し引き
(特別徴収)

年金の定期支払い（年6回）の際に、年金から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

①老齢・退職年金 ②障害年金 ③遺族年金

が特別徴収の対象となります。ふたつ以上の年金を受給している場合、①～③の順番で年金から徴収されることになります。

※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象なりません。

介護保険料は前年の所得に基づいて決まりますが、前年の所得が確定するのは6月以降となります。そのため、前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます（仮徴収）。10・12・2月は、確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

納付書で納める場合があります

納付書での納付
となります

- 年金担保、現況届の未提出などで年金が停止し、保険料の差し引きができなくなった場合
※年金の現況届をお忘れなく
- 所得税や区民税の申告のし直しなどにより、保険料段階が変更になった場合

納付書で納めて
いただき、その後
順次年金天引に
切り替わります

- すでに老齢・退職・障害・遺族年金を受給していて65歳（第1号被保険者）となったとき
- 他の区市町村で年金天引きで保険料を支払っていて、品川区に転入されたとき
- 新たに老齢・退職・障害・遺族年金を受給しはじめたとき

老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金が
年額18万円未満の人

納付書または口座振替で納付
(普通徴収)

品川区より送付される納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

口座振替が便利です！

●口座振替依頼書（紙）での申込

必要事項のご記入、通帳届出印を押印の上、お申し込みください。毎月15日までの申込で、翌月分より口座振替開始予定です。

●パソコン・スマホでの申込（届出印不要）

毎月末日までの申込（正常に登録完了）で、翌月分より口座振替開始予定です。専用サイト「品川区Web口座振替受付サービス」からお申し込みください。



↑バーコードを読み取り専用サイトへアクセスできます

7月に令和8年度の介護保険料額をお知らせします。

特別徴収

令和7年中の所得（令和8年度区民税）などをもとに年間の保険料を決定し、そこから4・6・8月の保険料額を除いた金額を10・12・2月に振り分けたものです。

●令和8年4・6・8月の金額は令和8年2月の年金から天引きした額と同額になります。

※8月の徴収額が変更になる方には7月の通知でお知らせします。

普通徴収

令和7年中の所得（令和8年度区民税）などをもとに年間の保険料を決定し、令和8年7月～令和9年3月までの9月に振り分けたものです。

※令和8年度から4月の介護保険料額の通知を廃止して、7月のみ通知をお送りします。

※「年度」とは、該当する年の4月から翌年3月までのことをいいます。

介護保険料額をお知らせする通知はシルバーパス（70歳以上）の手続きに使用できるので、大切に保管してください。

シルバーパスのお問い合わせは下記をお願いします。

▶一般社団法人東京バス協会 ☎03-5308-6950（区役所では取扱いしていません）

利用の手順は？

サービスの利用について

高齢者の在宅生活を支えるためのしくみ

■品川区の在宅介護支援システム

品川区では、高齢者福祉課が在宅介護支援センターを統括する「統括（基幹型）在宅介護支援センター」として、全体調整と地区在宅介護支援センターのバックアップを行う役割を担っています。高齢者福祉課（統括在宅介護支援センター）を地域包括支援センターと位置付け、各地区在宅介護支援センターに介護予防マネジメント機能を加えて、地域の身近なところで地域包括支援センター機能を分担し、高齢者を支えるしくみの強化を図っています。

高齢者福祉課

統括在宅介護支援センター

- 全体の調整と地区在宅介護支援センターの統括
- 包括的・継続的マネジメント
- 在宅介護支援センターのバックアップ

地域包括支援センター

- 総合相談、支援
- 高齢者に対する虐待防止等の権利擁護事業
- 包括的・継続的マネジメントの支援



〈地区在宅介護支援センター〉20か所（担当地区別）
(※裏表紙をご覧ください)

在宅介護支援センターが、地域包括支援センターの役割を担っています。

総合相談窓口
支 援

ケアマネジメント

<予防マネジメント>

- ・要支援1・2の人
 - ・総合事業対象者
- 介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成

<介護マネジメント>

- ・要介護1～5の人
- 介護サービス計画（ケアプラン）の作成

在宅サービスのご相談には、名刺や身分証明書を持った担当者（ケアマネジャー）が訪問します。



介護予防・介護サービス利用までの流れ



介護が必要になった、支援や介護がそろそろ必要…

利用者

在宅介護支援センター
または高齢者福祉課

※明らかに要介護認定が必要な場合
※予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合 等

※明らかに介護予防・日常生活支援総合事業の対象外と判断できる場合

基本チェックリスト(P30)

要介護認定の申請

介護予防・日常生活支援総合事業対象者

認定調査・主治医の意見書

介護認定審査会の審査・判定

非該当

※チェックリスト実施により
対象者となった場合

要介護1～5

要支援1、要支援2

※予防給付を利用

※介護予防・日常生活支援総合事業のみ利用

居宅サービス計画

在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者（P13）等のケアマネジャーと相談し、介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

介護予防サービス計画

在宅介護支援センター（地域包括支援センター）、居宅介護支援事業者等のケアマネジャーと相談し、自立した生活を継続できるよう、サービス利用計画を作成します。

介護予防ケアマネジメント

在宅介護支援センター（地域包括支援センター）のケアマネジャーと相談し、自立した生活を継続できるよう、サービス利用計画を作成します。

介護給付

施設で介護を必要とする人の心身状態に合った、日常生活を支援するためのサービス。
・施設サービス

介護給付

介護を必要とする人の心身状態に合った、日常生活を支援するためのサービス。
・在宅サービス
・地域密着型サービス

予防給付

介護が必要な状態になるのを防ぎ、生活能力の維持、向上を目的としたサービス。
・介護予防訪問看護
・介護予防通所リハビリテーション
・介護予防福祉用具貸与など

サービス・活動事業

・予防訪問事業
・生活機能向上支援訪問事業
・すけっとサービス
・管理栄養士派遣による栄養改善事業
・柔道整復師による機能訓練訪問事業
・予防通所事業 など

一般介護予防

・運動系介護予防事業
・認知症予防事業
・栄養改善事業 など

要介護認定

1 認定調査が行われます

申請により、介護が必要な状態かどうか調査が行われます。また、同時に心身の状況について主治医に意見書を作成してもらいます。

認定調査

品川区の職員などが自宅などを訪問し、心身の状況などの基本調査、概況調査、特記事項について本人や家族から聞き取り調査を行います（全国共通の調査票が使われます）。

主な調査項目

基本調査

- 麻痺などの有無
- 拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持

● 歩行

● 移乗

● 移動

● 立ち上がり

● 片足での立位

● 洗身

● えん下

● 食事摂取

● 排尿

● 排便

● 清潔

● 衣服着脱

● 薬の内服

● 金銭の管理

● 日常の意思決定

● 視力

● 聴力

● 意思の伝達

● 記憶・理解

● ひどい物忘れ

● 大声を出す

● 過去14日間に受けた医療

● 日常生活自立度

● 外出頻度

概況調査

特記事項

主治医意見書

品川区の依頼により本人の主治医（P13）に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

2 審査・判定します

コンピュータ判定（一次判定）の結果と、認定調査票（特記事項）、主治医意見書をもとに介護認定審査会で審査し、どのくらいの介護が必要かという要介護状態区分を判定（二次判定）します。

コンピュータ判定（一次判定）

公平に判定するため、認定調査の結果は全国共通のコンピュータソフトで処理されます。

特記事項

調査項目で把握できない介護の手間などが記入されます。

主治医意見書

主治医による心身の状況についての意見書です。

介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

品川区が任命する医療、保健、福祉の専門家で構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。

3 認定結果が通知されます

要介護状態区分 ※状態の説明は、あくまでめやすです。

要介護状態区分	状態のめやす
非該当	自立した生活ができ、今のところ介護や支援を必要としていない ※基本チェックリストを受けて対象者と判定された場合は、介護予防・日常生活支援総合事業が利用できます。
要支援1	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要
要支援2	日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防できる可能性が高い
要介護1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要
要介護2	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要
要介護3	歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介護が必要
要介護4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難
要介護5	生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能

認定結果の通知は、原則として30日以内に品川区から送付されます。（書類の遅延などで30日を超える場合があります。この場合は延期通知によりお知らせします。）

介護認定審査会の判定結果に基づいて、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分に認定されます。認定結果通知書と保険証の記載内容を確認しましょう。

■認定結果通知書に書かれていること
あなたの要介護状態区分、その理由、認定の有効期間など

■保険証に記載されていること
要介護状態区分、認定の有効期間、支給限度額、認定審査会の意見など、給付制限、居宅介護支援事業者名・事業所名など

教えて！介護保険Q & A

要介護認定の申請に必要なものはなんですか？

申請には ①要介護・要支援認定申請書 ②介護保険の被保険者証 が必要です。

身元確認書類提示のお願い

申請の際には身元確認書類が必要です。以下の書類をご提示ください。

●本人または使者（家族等）が申請する場合

- ①1点で身元確認ができる書類…被保険者本人のマイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳（療育手帳）など公的機関で発行された写真付きの書類
- ②2点で身元確認ができる書類…被保険者本人の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証など公的機関で発行された写真無しの書類

認定調査には本人以外の人が立ち会う必要がありますか？

調査には、家族など本人の状態をよく知った人がご同席いただき、普段の生活状況や介護の様子についてお聞かせください。ただし、ご入院中の場合は、看護師等への聞きとりが中心となりますので、お立ち会いは必須ではありません。

家族に介護できる人がいる場合は、認定に影響するのですか？

認定は本人の介護の手間が基準となりますので、住環境や介助者の有無、現在受けているサービスの状況等で、軽くなったり重くなったりすることはありません。なお、サービスを利用する際には、家族や住宅の状況に応じた、その人に合ったサービスを選択してください。

認定結果に不服があるときは、どうすればよいですか。

要介護認定の結果に疑問や納得できない点がある場合は、まず品川区の窓口（高齢者福祉課 介護認定係 ☎03-5742-6731）にご相談ください。その上で、納得できない場合は、3か月以内に、東京都に設置されている「介護保険審査会」に不服申し立てができます。

要介護認定に有効期間はあるのですか？

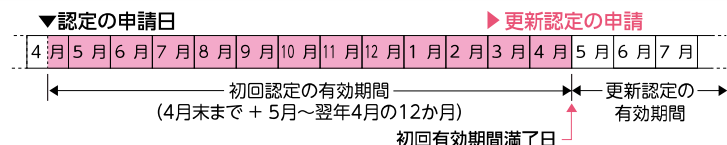
要介護認定の初回認定の有効期間は、原則として申請日から12か月となります。

※月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+12か月となります。

引き続き介護サービスを利用したい場合には、有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、高齢者福祉課の窓口か在宅介護支援センターで更新の申請をしてください。更新の申請をすると、あらためて、調査・審査、認定が行われます。

更新認定の有効期間は、状態により前回有効期間満了日の翌日から3～48か月の範囲で決定されます。身体の状態が変わったときは「区分変更」の申請をして、新たな認定を受けることができます。

■要介護認定の有効期間と更新の時期 ※月の途中で申請した場合



ケアプランを自分で作成した場合は？

利用者自身がサービス事業者のサービス内容や単価を確認してケアプランを作成した場合は、保険証を添付し、高齢者福祉課に届け出て確認をもらいます。

居宅介護支援事業者とは？

ケアマネジャー（介護支援専門員）を配置している事業者です。要介護認定の申請代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者との連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

ケアマネジャーとは？

介護の知識を幅広く持った専門家で、サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。資格は5年ごとの更新制です。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者・ご家族と相談しながらケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。 など



主治医とは？

介護が必要な状態となった直接の原因である病気を治療している医師や、かかりつけの医師など、本人の心身の状況をよく理解している医師のことです。主治医がいない場合は、品川区の担当窓口にご相談ください。



契約するときの注意点は？

居宅介護支援事業者やサービス提供事業者などと契約を交わす際は、以下のようなことに注意しましょう。

契約の目的	契約の目的となるサービスが明記されていますか。
契約の当事者	利用者と事業者との間の契約になっていますか。
指定事業者	都道府県等から指定された事業者ですか。
サービスの内容	利用者の状況に合ったサービス内容や回数ですか。
契約期間	在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっていますか。
利用者負担金	利用者負担の金額や交通費の要否などの内容が明記されていますか。
利用者からの解約	利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されていますか。
損害賠償	サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されていますか。
秘密保持	利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっていますか。

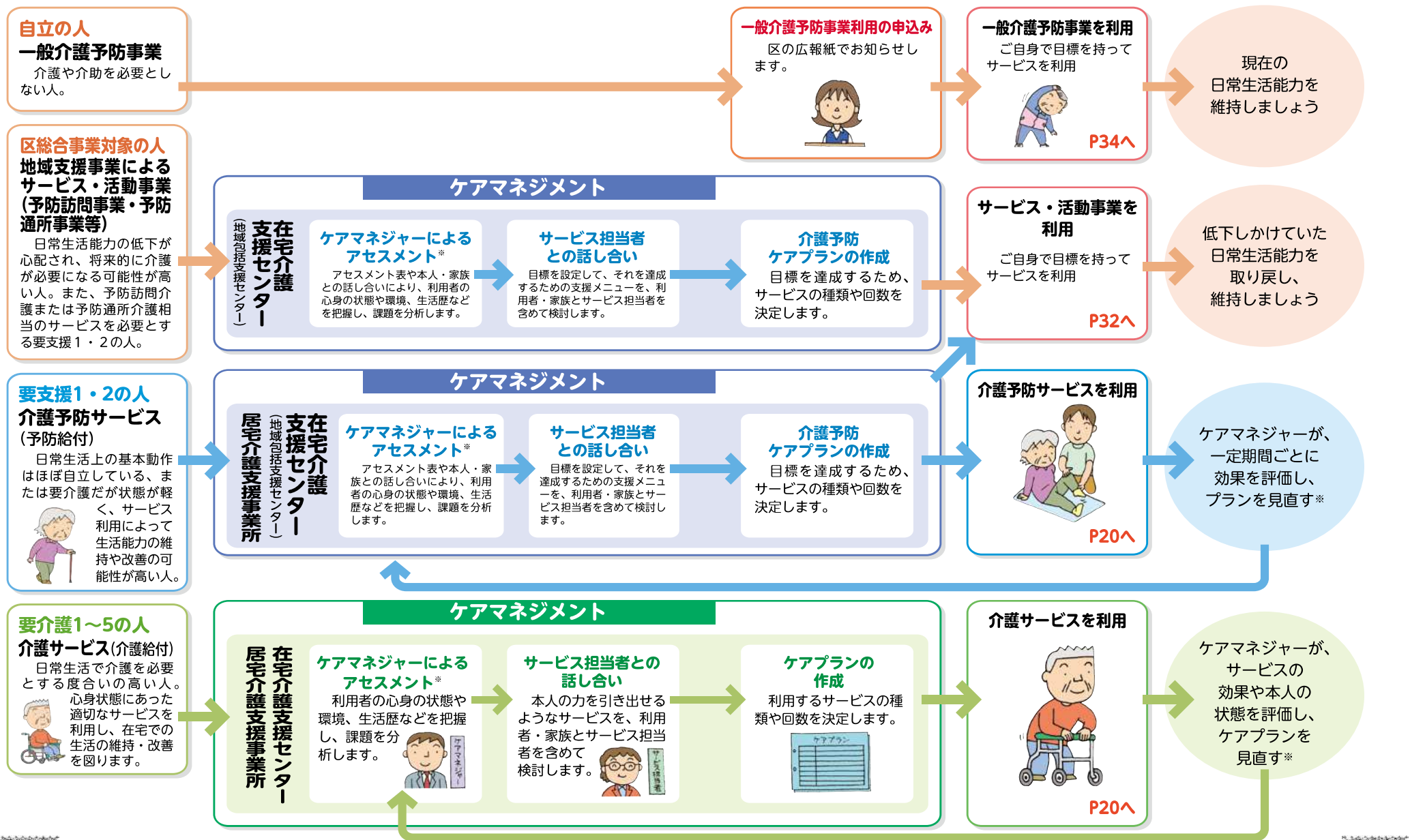
※契約書には上の項目以外にもさまざまな項目があります。よく読み、不明なところは説明を受けて確認しましょう。



心身の状態に合ったサービスを利用します

非該当の人は地域支援事業による介護予防・日常生活支援総合事業を利用します。要支援・要介護の人は個人に合わせた介護予防ケアプラン・ケアプランを作成し、そのプランに基づ

いてサービスを利用します。ケアマネジャーに本人や家族の要望をきちんと伝え、サービスを適切に利用できるようにサービスの内容や費用などについてアドバイスを受けましょう。



※アセスメント
生活機能が低下した背景・原因および課題の分析をし、どのような介護が必要であるかを考えます。

※要支援1・2の人の介護予防サービスにおける介護予防ケアプランの作成については、3か月に1度、要介護1~5の人の介護サービスにおけるケアプランの作成については毎月、ケアマネジャーがご自宅を訪問することとなっています。